



行政書士真境名健二事務所

行政書士

真境名 健二

28/2/7

ために、現場が混乱をきたしている—というのが実情ではないでしょうか？

私はこの混乱の原因の一つは「社会保険未加入問題」という名称または、その呼び方にあるのではないかと思っています。どうということかとい

うと、国交省がいう社会保険とは、国民健康保険、国民年金、雇用保険、労災保険も全

あり、厚生年金のことなので、ですから協力会社を「社会保険に入るように指導しなさい」と国交省から言われる

と、加入する必要のない人達にまで、協会けんぽの健康保

険や厚生年金に入るように指導してしまうことがあるわけ

です。これは完全に誤解に基づく誤った指導であり、指導された側は当然、混乱して

せられた事業主もいると聞きます。本来ならば、従業員が4人以下の個人事業では、全

員が国保・国民年金、従業員には雇用保険を掛け、事業主

も現場に出るのであれば労災の特別加入をさせる、これが

必要かつ充分な「入るべき公的保険」なのです。協会けんぽと厚生年金のいわゆる「社

会保険」に入る必要はないので、必ず大きなトラブルになります。こちらは29年を待

たずにするに加入を勧めて下さい。一人親方の特別加入を扱っている団体は労働基準監

督署で教えてくれます。このように現場では、様々な事業形態の業者が働いてい

ますし、公的保険も事業形態に合わせた形で、加入するに

建設業界の「社会保険未加入問題」について

たような異変や混乱が起きて

いるように思います。

それが「建設業界の社会保険未加入問題」に関する混乱

です。4年前から国土交通省と厚生労働省でその取り組み

が始まりましたが、全建設業者を対象に「平成29年4月

から本格的に適用する」と宣言していることから「29年

問題」とも言われています。この問題については、国交省も業界に周知を図るために説明を尽くしているとは思いま

が大量に出てきて大変なことになる」という危機感そのものは、元請さんから現場で働

いている職人さんに至るまで、はっきりと認識されています。

しかし、何をどうすれば良いのか、となると解決策が分からない、あるいは誤解したまま下請や末端の職人さんへ

指導という形で伝わっていく

部含めた広い意味の「公的保険」を指しています。

しかし、指導する側の人たちは、全員サラリーマンです

から「社会保険」といえば自分たちが加入している協会けんぽや厚生年金と思込んで

しまいます。すなわち、指導する側にとつての「社会保険」とは協会けんぽの健康保険で

まいます。

実際に私の周りでも従業員を1~4人を抱えた個人事業

主が、元請から強い調子で「社会保険に入るように」と

言われた経験をもつ人がたくさんいらっしやいます。極端

な事例だと、協会けんぽと厚生年金の「社会保険」に入る、

です。

一人親方も同様に、国保・国民年金で良いのであり、協

会けんぽや厚生年金に入る必要はなく、雇用保険も対象に

なりません。むしろ一人親方は労災の特別加入をさせるこ

とを最優先にして下さい。彼らは現場で事故が起きても元請の労災が適用されませんの

で、必ず大きなトラブルになります。こちらは29年を待たずにするに加入を勧めて下さい。一人親方の特別加入を扱っている団体は労働基準監督署で教えてくれます。

このように現場では、様々な事業形態の業者が働いていますし、公的保険も事業形態に合わせた形で、加入するに指導していくべきです。国交省そして業界団体ともに、誤解に基づく無用な混乱を静めるため、そして制度をスムーズに浸透させるためにも「社会保険」という言葉を使わずに、もっと広い意味の「公的保険」と言った方が良いと思います。重ねて申し上げますが、様々な事業形態にに応じて事業所がそれぞれ「入るべき公的保険」は何かという正確な情報を建設業界に浸透させていくことが一番大切だと思うのです。